

## 箱根町空き家リフォーム事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町への定住を促進するとともに、箱根町空き家バンク実施要綱にて規定する空き家バンクの利用を促進するため、空き家バンクに登録された空き家を、定住を目的にリフォームしようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 相当の期間居住する意思を持って、住宅に居住し、かつ、当該住宅の所在地を住民票の住所とし、生活実態があることをいう。
- (2) 空き家 箱根町空き家バンク実施要綱第6条の規定により箱根町空き家バンクに登録された建物をいう。ただし、賃貸を目的として建築された建物を除く。
- (3) リフォーム 住宅の機能の維持又は性能の向上を図るために行う工事をいう。
- (4) 所有者 空き家に係る所有権その他権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 入居者 売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している者又は賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している者をいう。
- (6) 入居予定者 売買契約又は賃貸借契約は未締結だが、売買又は賃借に係る所有者の同意が書面により得られている者で、リフォームが完了するまでに売買契約又は賃貸借契約の締結を行う者をいう。
- (7) DIY 補助の対象となる者が自ら行うリフォームをいう。

### (対象者)

第3条 対象となる者は、所有者等、入居者又は入居予定者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象物件の入居者又は入居予定者が、当該物件に定住する意思があること。

(2) 町税等を滞納していないこと。

(対象事業)

第4条 対象となるリフォーム（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 主要構造部、居室、台所、浴室、便所その他の生活をするために必要な部分のリフォームであること。

(2) 対象事業に要する経費が20万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上であること。ただし、併用住宅において非住宅部分のリフォームも併せて行う場合は、住宅部分の床面積を建物全体の床面積で除して得た値に、全体のリフォームに要した費用の額を乗じて得た額を補助対象経費とする。

(3) 補助金の申請年度内に対象事業が完了すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、リフォームに要した費用の2分の1に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一物件又は同一世帯に対し1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の受けようとする者（以下「申請者」という。）は、売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から起算して1年以内かつ対象事業に着手する前に、箱根町空き家リフォーム事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 空き家の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類

(3) 対象事業に係る見積書の写し（DIYの場合は、材料の見積書の写し）

(4) 対象事業となる住宅の平面図及び対象事業の予定箇所の写真

(5) 対象事業に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る。）

(6) 納税証明書または非課税証明書

(7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い

その適否を決定し、箱根町空き家リフォーム事業補助金交付決定通知書（第 3 号様式）又は箱根町空き家リフォーム事業補助金不交付決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更の承認申請）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付を受けることとなった者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付申請書の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに箱根町空き家リフォーム事業補助金変更承認申請書（第 5 号様式）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに審査を行いその適否を決定し、箱根町空き家リフォーム事業補助金交付決定変更通知書（第 6 号様式）又は箱根町空き家リフォーム事業補助金交付決定取消通知書（第 7 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 交付決定者は、対象事業が完了したときは、当該事業完了日から 30 日以内又は当該日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、箱根町空き家リフォーム事業補助金実績報告書（第 8 号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業の請負契約書及び領収書の写し
- (2) 対象事業の完了箇所を確認できる写真
- (3) 入居者又は入居予定者の対象物件転居後の住民票の写し
- (4) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかに審査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、箱根町空き家リフォーム事業補助金確定通知書（第 9 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、箱根町空き家リフォーム事業補助金請求書（第 10 号様式）により町長に補助金を請求するものとする。

（交付の取消し及び返還）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、補助金を交付することが適当でないと町長が特に認めたととき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に交付された補助金の全部又は一部について、交付決定者に対して直ちに返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。